

## 薬剤業務・災害対策委員会 災害登録派遣薬剤師公募規程

- 第1条 本規程は、日本病院薬剤師会災害登録派遣薬剤師（岩手県）の公募を行うことを目的とし、公募規程を設ける。
- 第2条 日本病院薬剤師会災害登録派遣薬剤師（岩手県）の選任を円滑に行うために、薬剤業務・災害対策委員会が担当する。
- 第3条 委員会は次に掲げる事項を行う。
- (1) 公募の公示
  - (2) 公募の実施
  - (3) 災害派遣薬剤師の決定
  - (4) 災害派遣薬剤師の公示
  - (5) その他公募に必要な事項
- 第4条 災害登録派遣薬剤師の公募についての公示は、原則として任期開始の3か月以上前までに本会ホームページ等で行う。ただし、任期開始日までの期間が3か月に満たない場合はこの限りではない。
- 第5条 災害登録派遣薬剤師は、会費を完納している（病院・診療所・介護保険施設に籍を有する）正会員で実務経験5年以上、施設長及び所属長に許可が得られている者とする。
- (1) 現地での業務に耐えうる健康状態にあること。
  - (2) 一定期間活動（原則1～2週間程度。勤務状況を考慮して調整する。）ができること。
  - (3) 「災害医療支援のための手引き」に記載されている現地での活動を行えること。
  - (4) 原則として、派遣要請があった場合は速やかに活動できること。
- 第6条 公募する者は、委員会が定める立候補期日（公募締め切り日の14日以上前）までに立候補届を提出しなければならない。立候補届を公募の公示に従い委員会に提出しなければならない。
- 第7条 立候補を辞退する場合は公募締め切りまでに届け出なければならない。
- 第8条 公募の公示は、原則として公募締め切り日の14日以上前までに本会ホームページ等で行う。ただし、立候補者がいない場合はこの限りではない。
- 第9条 公募者が定数を上回った場合は、理事会において公募者を決定する。
- 第10条 公募を通じ、立候補者が員数に満たない場合は、常任理事会において候補者を選考し、理事会に提案して承認を得た上で、その候補者をもって災害登録派遣薬剤師とする。
- 第11条 公募結果の公示は理事会で行う。
- 第12条 公募に用いる様式は委員会が定める。
- 附則 令和5年5月22日より実施する。